

愛知県教育委員会教育長様

2018年6月12日

手付

教育委員会は、【生徒（中学生、高校生）の進路先（学校、企業等）に対して、学校、企業等の進路先、及び進路先の職員、企業人等は、高い人権意識のもとに、採用時も含む「入学、採用等された生徒に対して」教育、指導、対応をすること】を求める請願。

請願人

住所

氏名

宮崎邦彦 印

1 請願の経過、趣旨、（注 学校職員とは、学校に勤務する全職員をさす）

- (1) 2016年、就職試験における、不適切事例に関する、内容を愛知県教育委員会への開示請求で確認しました。
- (2) 同年、11月8日付で、県教育委員会に質問書を提出しました。添付資料1
- (3) 「差別のおそれ」指導という資料（1990年5月14日、15日付）記事を添付しました。
- (4) 回答は、適切に対応していると考えております。添付資料2とありますが、同じ状況は継続している（不適切な状況は、なくなっていない）。また、行政、企業において、セクハラ、過労死等の問題が、取り組まれているところである。
- (5) 2018年6月6日付記事には、大学内での問題が報道されています。「上意下達」「絶対的な師弟関係や指導者を美化する文化は今も残る」研究者は言いとある。また、特定の人物が権力を握って暴走する構図は、・・・レスリングのパワハラ問題（県内の大学を連想する）。大相撲の暴力問題、と共通性がある、とある。添付資料3
- (6) 2018年6月7日付、も、スポーツ界・・・上意下達の体質は、精神面を支配するだけでなくとある。さらにブラック部則を取り上げている。添付資料4 頭髪に関する件で県内の高校の問題が報道されたことがありました。
- (7) 問題点が明らかになっても、当事者が声を上げるのは、大変なことであることは、国レベルでも、大学でも、又企業体においても、明らかである。
- (8) 教育委員会が、生徒の進路、に関して責任を持っていることは明らかである。また、問題事例に関して、情報を収集しているし、できる立場もある。生徒の進路先に関して、人権に基づいた、学校なら、学校教育、企業なら、企業活動を行っているかどうか、もしそうでないなら、「人権侵害といえること、暴力的なこと、パワハラ、セクハラ、など」が起きているなら、あるべき学校教育、企業活動を求ることはできるはずであり、その声がその学校、企業にとって、有益であることは明らかである。進路先で、困難な状況で、息詰まる生徒を放置することは、許されないことであり、その克服、改善のための取り組



みをすることを求める事に対して、学校、企業等が耳を傾けてくれるはずであるといえる。

- (9) 生徒の人権、進路、保障ということは、条件の整った学校、企業等を、学校から紹介、生徒に選択してもらうことになるといえる。

2

請願事項

- 1 学校、企業等に対して、教育活動、企業活動、部活動含め、絶対的、上意下達の体質、絶対的服従関係をなくすことを求める事。
- 2 学校、企業等に対して、指導者、上司の理不尽な命令の無い学校生活、企業活動を確立することを求める事。
- 3 学校、企業等に対して、学校、企業においては、人権意識を高め、対等な立場で尊重しあう、学校、職場を確立することを、求める事。
- 4 学校、企業等に対して、学校、企業等において、人の健康と、生命、精神的自由も含む、が最も大切であることを、伝える事。

口頭意見陳述を希望する

口頭意見陳述の希望をする。